

社会資本整備審議会河川分科会（第47回）

2012年3月28日

【事務局】 ただいまより、第47回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。私、事務局を務めさせていただきます、水管理・国土保全局の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。上から4枚目に資料目次がございます。資料1から7まで、それから参考資料1から4まででございます。目次に沿ってご確認いただければと思います。資料に不備があれば、事務局にお申しつけください。

それでは、以後の進行を、分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 皆様、こんにちは。〇〇でございます。よろしくお願いいたします。委員の皆様には、ご多用中のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

早速ですが、議事に入らせていただきます。

本日、初めは、河川法第4条第1項の一級河川の指定等についてでございます。本件は、先般、国土交通大臣から社会資本整備審議会議長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものであります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、ただいま会長からお話しございました、河川法第4条第1項の一級河川の指定等につきましてご説明申し上げます。

今回は、石狩川水系等、9水系に係る18河川の一級河川の指定または変更という内容でございます。お手元の資料1に基づきましてご説明いたします。

まず1ページでございますが、今〇〇会長からお話のございました、国土交通大臣から社会資本整備審議会議長への付議の文書でございます。

この根拠条文といたしまして、2ページでございますけれども、この第3項でございますが、「国土交通大臣は、河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見を聞かなければならない」ということございまして、この3項に基づきましてこの審議会のご意見を伺うということが、今日の件でございます。5項がちょっと黒字になっておりますが、5項と

6項、これが赤字で今回の関係でございまして、5項が河川を指定する場合、6項が河川の指定の変更または廃止についての手続ということで、その名称と区間を官報により公示するという事になっております。

次に3ページをお願いいたします。今回の一級河川指定等の概要でございます。真ん中の黄色い箱がございますけれども、今回の指定等につきましては、合計18河川、6.7キロということでございまして、新規指定が7河川、6.4キロ。これは、新たな河川である放水路等の河川工事が完成した場合、あるいは、ダム事業の計画が詳細決定いたしまして、湛水区間がある程度明確になっていると。このようなことから、新たに9河川を指定するものというのが内容となっております。

次に、変更増が6河川、3.6キロの区間でございます。こちらにつきましては、既に一級河川指定が行われております河川につきまして新たに河川工事の着手がございましたり、あるいはダムの湛水の影響が及ぶ、こういった区間がさらに延びるといったものであったり、あるいは、河川の改修事業によりまして合流の河川までの区間をさらに延長すると、こういったものが含まれているものでございます。

次の変更減でございますが、こちらは、河川工事によりまして河川のつけかえやショートカットなど、こういった工事が完成いたしまして、従前指定されていた区間よりも区間の延長が短くなるといったものでございます。

そのほか、(4)といたしまして、河川工事によりまして合流点の変更があるといったようなものがございまして、これが2河川でございますが、延長には影響がございません。合計18河川、6.7キロの延長ということになるということでございます。

続きまして4ページでございますが、今回お諮りする案件の全国的な分布図でございます。それから、5ページ、6ページでございますが、これが今回指定あるいは改変をいたします一級河川についてのリストでございます。新規の案件、それから延長が増あるいは減になる、こういったものを案件ごとに整理しているものでございます。

次に、幾つかパターンがございますけれども、これらについて代表事例を少し詳しくということで、個別の案件についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、7ページをお開きいただきたいと思います。こちらは石狩川水系ポン川の河川指定についてのものでございます。北海道の東神楽町というところに位置しておりまして、石狩川の支川の忠別川にさらに合流していく一級河川でございます。忠別川の合流地点より、左側の表でいきますと濃い青い線で書いてあります十四号橋まで、この8キロについ

では既に一級河川として指定されて、北海道が河川整備を実施しておりますけれども、さらに流域の浸水被害の軽減のために、その上流の十五橋のところまで河川整備を実施する必要があるということで、この区間900メートルを今回新たに河川指定を追加するということでございます。

次のページが航空写真でございまして、次の9ページが現状ということでございます。この900メートルの区間を新たに追加指定するということでございます。

次に、10ページをお願いいたします。こちら、岩木川水系、岩木川、大沢川、暗門川、こういった3つの河川についての指定を行うということでございます。こちらにつきましては、地域としては青森県の西目屋村に位置しております。岩木川が幹川でございますが、この支川として大沢川と暗門川というのがございまして、今回の指定は、津軽ダムという直轄のダムの建設事業が今ございますけれども、ダムの計画が詳細が最終決定したということございまして、津軽ダムの湛水の影響が及ぶ区間について、岩木川、大沢川、暗門川についての上流端を変更の指定をするということでございます。11ページが全体の位置図ということでございます。

それで、申しわけございません、ちょっと飛びますけれども、15ページになります。こちらの最上川水系の大穴沢川、矢柏沢川でございますが、こちらも同じように、ここに最上小国川ダムというのがございますけれども、この計画が決定されたということで、この湛水の影響を受ける区間を、大穴沢川、矢柏沢川を新規指定ということですので、先ほどの岩木川と同じような考え方で新たな指定ということになりますので、この点、ご理解いただけたと思います。

すみません、次はちょっと飛びまして、19ページをお願いしたいと思います。こちらは、淀川水系の天神川放水路ということございまして、新規にショートカットをする放水路が新たにつくられて、これが完成したということで、その放水路部分を新規に河川指定をするという形態でございます。この天神川放水路は、1ページ戻っていただきまして18ページをお願いしたいと思いますけれども、京都府の南丹市に位置してございます。天神川は、淀川の支川、桂川に合流する、さらにその支川の園部川に合流する一級河川ということございまして、この模式図でもありますように、蛇行している部分を天神川放水路でショートカットをするということございまして、23年度に放水路の開削工事が完成したことから、この放水路の部分を一級河川として新規に指定するということでございます。

これと同じように、新たな放水路ができたものということで、その部分を新規指定するものが、ちょっと申しわけございませんが12ページに戻っていただきまして、北上川水系の木賊川放水路ということでございまして、こちらが同様に、これは2つの川にまたがる放水路ということでございますけれども、このショートカット部分の新規の放水路の指定ということで、この部分を河川指定するということでございます。

それから、同様なパターンとしまして、16ページをお開きいただきたいと思いますが、今度は木曾川水系のほうでの新堀川放水路ということですよ。真ん中ほどにあります新堀川から中川のほうへの放水路で天王川に落とすと、こういった新たな放水路ができたということで、この放水路の部分を新規指定をするということでございます。

もう1つございまして、一番後ろのほうになりますよ、28ページをお願いいたします。筑後川水系の石松放水路ということでございまして、有田川と石松川という2つの筑後川の支流がございまして、この間を石松川から有田川のほうに、合流地点からさらに上流のところで放水路をつくって放水するという、この部分を新規に指定するということでございます。

先ほど淀川からご説明いたしました4件が、新たな放水路の設置によりましてその部分を新規指定するということでございます。

あちこち行って申しわけございません。次に21ページをお開きいただきたいと思いますが、中国地方の吉井川水系になりますよ、こちらの香登川という川についての状況でございます。21ページの左側のポンチ絵をごらんになっていただきたいと思いますが、上流部分が準用河川の香登川でございまして、これが左のほうに既に一級指定されております香登川というほうに流れております。現在、黄色いかぎ型になった部分が一級河川に指定されておるわけですが、今回、下側の青いところにバイパスをするということで、この部分の河川改修が終わったということで、この部分を一級河川に指定して、従来一級河川として指定されていた部分を普通河川に落とすといえますか、一級指定を外すという、こういった形でございます。この関係で、一級河川の指定の区間というのは、約300メートル弱ぐらい減るといえます。こういう変更の指定でございます。

同様のものといまして、26ページをお開きいただきたいと思いますが、こちらは、佐賀県の筑後川の支流になります浦田川ということでございます。26ページの左側のポンチ絵で、黄色いぐにやぐにやと蛇行した線が、従来の浦田川の一級指定されていた部分でございますけれども、それを今回、新幹線の工事に伴いまして、この蛇行部分を青い形

でショートカットあるいは直結するというごさいまして、その関係で、黄色いところを廃止しまして青いところに浦田川を変えるというごさいまして、その関係で約50メートルぐらい短くなるというごさいまして。

それから、最後の案件になりますけれども、あちこち飛びまして申しわけありませんが、23ページをお開きいただきたいと思います。吉野川水系ということで、こちらは若干複雑になっております。左側のポンチ絵で、黒い太い線が吉野川の本川。それから、その上に青と茶色で細い線が蛇行しておりますけれども、これはもともと中鳥川ということで、吉野川のもうちょっと上流のほうで河川が分派されている川でございました。25ページの写真をちょっとごらんになっていただきたいと思います。左上の写真でございましてけれども、下のほうに吉野川の本川が流れております。吉野川から上側のほうに分かれている青い線が蛇行して吉野川に沿っていっておりますが、こちらがもともと中鳥川という一級河川だったところでごさいましてけれども、このあたり、なかなか治水上の問題があるということで、この茶色の破線の形に沿って、吉野川本川の堤防の整備を進めてきたという経緯がございまして。

それで、これまでは上の中鳥川に、左のほうから滝谷川、箸ヶ谷川、高瀬谷川、船屋谷川、黒谷川という5つの支川が流れ込んでございましたが、これを、吉野川本川の改修などともあわせて、この一級指定の部分を再編したというのが今回の結果でございまして。現在、でき上がったところでは、下のほうの部分ですね、上のほうで破線だったところが、茶色い線ですと吉野川に沿ってできておりますけれども、こういう形で堤防が整備されたということに伴いまして、中鳥川はこれに沿って、まず、吉野川から抜けた茶色いところが、ここは河川としての効用がなくなると。で、その次の青いところは中鳥川に残しているんですけれども、途中の高瀬谷川が落ちて合流するところまで中鳥川ということになりまして、そこから先はまた中鳥川を一部廃止しながら、残った部分はあるというような形にしていくということで、この結果、中鳥川本体については大幅に短くなりまして、高瀬谷川が合流するまでの、左側の青い曲線の部分のところを、中鳥川でなくて芝生中鳥川という形で、短い形でショートカットして、高瀬谷川の区間まで新規指定すると。

さらに、滝谷川については、吉野川の本川までこれを延ばして、吉野川に直結させるという形で、延長増の変更を行う。それから、箸ヶ谷川につきましては、合流先の河川を、従来の中鳥川から芝生中鳥川に変えます。それから、高瀬谷川については、これも吉野川のほうに直結させるということで、区間が延びるということ。それから、黒谷川につきま

しては、合流先の河川名が、今度は中鳥川から吉野川になる。

こういったもろもろの改正をあわせて行うという形での河川指定の改変ということになります。吉野川は非常に複雑でしたけれども、こういう形で行いまして、すみません、先ほどのまた6ページに戻っていただきますが、6ページの吉野川につきまして、中鳥川以下6つの河川について、所要の改正を行うということになっております。

以上、ちょっと前後しましたけれども、ここにあるリストの全件について、河川指定あるいは変更についての説明をいたしましたということでございます。

それから、これらの指定あるいは改変についての告示につきましては、30ページから32ページのほうに、河川の名称と区間についての新規指定あるいは変更についての案を記載しているということでございます。本日、審議会のほうでのご意見を承りまして、ご了承が得られれば、この形で官報に掲載をする予定ということでございます。

ちょっと前後して複雑になりましたが、河川法第4条第1項の一级河川の指定についての説明は以上でございます。

説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

はい、どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 一级河川にするかどうかということには直接かかわらないんですが、ちょっと関連するんで。

1つの川をショートカットする場合には問題ないんですが、例えば12ページの左側のように、川が別の川をつないでしまった場合に、その上流部に隔離されたような特別の生物がすんでいる場合に、分布が変わっちゃいますよね。これ、ちょっと一级河川にするかどうかではないんですが、そういうことはもう調べられてつないでるんでしょうね。質問です。

【分科会長】 質問。それでは、お願いできますかね。

【事務局】 当然、工事の影響ということは調べた結果だと。特にこの場合は詳細を調べてみないとわからないんですけども、常時は従来のところを流れていて、洪水だけ分派するような放水路もありますし。形態によってガラッと変わらないような、従来河道をそのままふだんは使っているんですけども、洪水のときだけ分派するような放水路も

ございますし。完全につけかえてしまうときについては影響が大きいので、当然、影響についての評価を行うということになると思います。

【分科会長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 洪水のときだけとおっしゃいますけれども、洪水のときに行き来すれば十分まざっちゃいますので。もういないと言ってくれりゃあそれでいいんですよ。そういうものはここにはないと。

【事務局】 いずれにしても、こういうような大きな影響があるところについては、ちゃんと調べて対応しているということです。

【分科会長】 ほかにはいかがでしょう。

はい、〇〇委員。

【〇〇委員】 基本的なところをちょっと教えていただきたくて質問なんですけれども、実は私も、いろんな審議会で、この種の指定行為みたいなものというのは常に気になる場所です。で、どういいますかね、伝統のある審議会ほど、わりあいオーソリゼーションのための審議事項が多くて、その何をどう審議していいと言うのか悪いと言うのかってことが非常に重要なポイントだと思うので、あえて聞くんですけどね。

今でも、ご説明いただくと、河川法の第4条の中で、とにかく水系は政令で決まっています。それは、国土保全上もしくは国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものです。その政令で指定するものは、どういうふうなものを指定するかというのは、この省令の1条の2というところを書いてあって、今拝見していて、ああ、ごもつともごもつとも。でっかいなあとか、いろんな都道府県にまたがるなあとか、立派だなとか、大変だなとか、そういうところは国がやるべき、これはごもつともで、そこは今いじる必要はないんですが、質問は——じゃあ、そうやって指定されたところの水系の中で、どの部分の川の区間を今回この国土交通大臣が指定するかということが審議事項ですよ。その際に、今のご説明だと、はい、ここは工事をやってダムのバックウォーターですとか、あるいはここはショートカットして元の川がこうだったのをここにしますということは説明してけれども、なぜその区間は一級河川じゃなきゃいけないのか、つまり国じゃなきゃいけないのかというWhyのところがよくわからないので質問します。

それで、例えば、政令で決めるときの根拠みたいな考え方が省令で決まっているように、この国土交通大臣が区間を指定するときの考え方というのは、どこかに何か決められたものがある、それに基づいて今回提案されているんだとしたら、その根拠みたいなものを見

せていただきたいし、それが当たっているかどうかを我々はチェックすればいいんですね、そうならば。そうじゃなくて、そういうものがなくて、何となく議論して何となくよっしゃと言ってくださいという話なら、それはそのつもりで答えなきゃいけないんで、ちょっと質問させていただきました。

以上です。

【分科会長】 では、お願いします。

【事務局】 大臣が指定行為等を行う場合に、それをオーソライズする形で有識者の方々のご意見を聞いた上でやっていくということは、いろんな所管の法律の中でもいろいろ決まっているところがございますけれども。基本的には、ダム of 湛水域ということであれば、ダム自体は、直轄のダムであったり、その河川の治水計画あるいは利水計画の中で非常に大きな影響を及ぼすということで、ダムの貯留行為に大きく関係してくる部分については、やはりダムと一体的な整備をする必要があるということで、湛水域のところでは延長する場合には、そういったところは一級河川の指定をするという考え方が1つございます。

それから、河川工事の新たな実施により追加する部分ということにつきましても、これも河川整備計画等を踏まえて、計画的には整備を行っていくということですので、例えば直轄での工事を行っていくといったようなものについては、そのところを大臣が関与するような区間ということで一級河川の指定を行っていくということが、基本的にはそのようなものを一級河川に指定していくということがございますけれども、その判断について、やはり有識者の方々の目を通して、そういったことがいいのかどうかというご意見を伺うということで、こういう審議会の場でのご議論を期待しているということでもあります。

【〇〇委員】 今のはよくわかるんですよ。ダムと一体にやらなかったらそれはできないからね、管理するのに。ダムの運用をしている人が、ダムのバックウオーター、それがわかんなくしょうがない。それから、これからこのところを直轄で工事するということに、指定しなかったらできない。これは当たり前ですよ。けど、わかんないのは、このところは大変だから工事をやりまして、こういうふうにでき上がったから、それを今度こっちを指定しますって。で、写真を見ると、ちっちゃな川で、別に……。

あえて言ってるんだけど、いろんなものを国と地方がどいういうふうに手分けするんでしょうかというのがいろいろ議論される中で、何となく皆様のご意見を聞いて、よっしゃということにしてくださいというんじゃなくて、もっとプリンシプルというものがあって、この部分はやっぱりこういうものは国でやらなきゃいけないじゃないですか

ていうのが、確固たるものがあって、それに基づいて、そのここに該当するからこれを指定したいっていうような、そういうご説明をいただきたいんですけどね。

【分科会長】 どうぞ。

【事務局】 一級河川の場合は、直轄の部分がございまして、指定区間といまして一級河川ではありますけれども県知事のほうに委託している区間もございまして、そこは国が直轄でやるのか県がやるのかということとは直接関係なくて、要するに一級水系の中の……。

【〇〇委員】 そこを聞いているわけじゃない。どういう基準でどうやって指定しているのか。この1メートルが何でここであって、その次の1メートルの先じゃないのかとかね、きっちりとした何か説明がないのかなということを知りたい。それとも、大体ですか。

【事務局】 そこは、河川全体の治水計画については河川整備計画などで定まって、そこはある意味到達点といえますか、そういう部分でございまして、河川の整備自体は、やっぱり予算の関係などもございまして、それから地元の合意など、こういったものも含めてやっぱり段階的に整備されていくということになりますので、そういった、工事を実施するそういうタイミングでその都度その都度指定の延長ということもあるというふうになっております。

【〇〇委員】 全然わかんないけど、問題提起ということで結構です。

【分科会長】 これを見ていると、理由も書かれているんですよ。非常に氾濫が大きいとか、川幅が小さくてそれをどうする……。

【〇〇委員】 氾濫が大きかったから工事をやりましたと。で、でき上がりましたと。そしたら、いいじゃないですかっていう論理は、どういうふうに答えるのかなっていうところがすっきりしないで、聞いただけなんですけど。

【分科会長】 そこはあまり今までそういう議論をしてきませんでしたね。いい問題提起となりましたので、今のご質問に答えられるようにしていく必要があります。知事さんのご意見も聞いた上で、社会資本整備審議会の河川分科会としての意見を聞いて決めていくということになっていますから、先生もご存じのように、地元の合意も当然あるということなんでしょうけれども、今の説明では不十分ですので、今後に向けて、少し整理することとします。

それでよろしいでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【分科会長】

どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 今の〇〇先生の質問の意図の確認だけしてよろしいでしょうか。

質問の意図は、例えば放水路であれば、機能とか、なぜこれを一級河川の区域に入れなきゃならないかという合理的理由を示してほしい。そういう趣旨だと理解して良いですか。機能的な意味とか役割とか、一体で指定しておかないと問題なのはなぜか、そういうことでしょうか。

【〇〇委員】 つまり、一級河川に指定するっていう事柄は、だれが何についてどこの部分を責任を持つかということを決めることですよ。そして、今、国の中で、行政について、どこのどういう主体が何までやるべきかということが大いに議論されている中だから、こういう指定するという行為に対しては、より、何ていうんですかね、成り行きだけで決めるのではなくて、過去のことを一度見直して、そして、いいものは踏襲するし、改めるべきことは改める。はっきりさせることははっきりさせておくということが求められていると思うんですね。そういう意味で、もちろん、別にこれ全部、なってないって言う意味じゃないんだけど、すっきりしましょうよということをご提案している次第でございます。

【分科会長】 いかがでしょう。

【事務局】 ちょっと説明が足りなかった面がありますが、今回の一級河川の指定というのは、国の直轄管理区間にするという意味じゃなくて、いわゆる河川法の適用を受ける河川区域にしますという意味でございます。先生のおっしゃった観点はもちろん重要でございます。今回説明いたしましたのは、要は、河川法の適用を受けるような河川の区域をどうしましょうかということでございます。

【〇〇委員】 そのところが大事ということを行っているわけではなくて、何かを指定するということについては、そこに権限と責任といろんなものが伴うわけですよ。やっていいこととやっていけないこととか。国民の権利を制限したりとかしないとか。そういうことについては、何ていうのかな、何かオーソライズすればいいでしょというものじゃないようにやっていくのが大事なことじゃないかと思って、申し上げた次第。

何回もすみません、同じようなことを言って。別に、今回、何も、これをやめてくれと言っている意味じゃありません。

【分科会長】 〇〇委員。

【〇〇委員】 何か久しぶりなのであれなんですけれども。

一級河川の指定の話というのは、私もこの審議会、長いんですけれども、大体4月の頭ぐらいにやる最も形式的な審議の1つというのが私の理解ですけれども。だから、もの本によりますと、やっぱり、河川法の一級河川の指定というのは、要するに、河川法の守備範囲をいかに広げていくかという、そういう、昔ながらの考え方の延長上に基本的にはあって、それに指定されると予算措置がどういうふうに変ってくるのかというところを説明していただくといいんじゃないかと思いますけど。毎年、何本、一級河川が増えるか楽しみだったとか、そういう叙述もやっぱりもの本には載っているんですね。その延長上にあるということであって。

昨今は、何といいますか、震災もありまして、河川関係、ありていに申し上げて、わりと少し先祖返りしているかなという感じもないではなくて、そういう延長上でやっているものだということだと思います。まあ、有識者といっても、特段何かしら申し上げるようなことはあまりないし、支障はそれほどないのではないかというふうに思っております。

【分科会長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 予算措置のところだけ説明して。予算措置のところだけちょっと、どういうふうに変ってくるのかっていうことを、一級河川、二級河川、それから準用河川もあるし、河川法の適用のない河川はどういうふうになりますか。

【事務局】 まず、予算措置の話がございましたが、1つは、ベーシックなものとして、都道府県が河川管理する場合に、基準財政需要額の算定対象になるかどうかというのが大きな点です。あともう1つは、予算的な補助という面では、一級河川の対象区域ですと、いわゆる社会資本整備総合交付金とか、あるいは、再度災害防止対策で規模が大きくなりますと、激特事業等の直接の補助がありますけれども、準用河川の場合には、直接の補助はなかなか現状では難しいという面がございます。

【〇〇委員】 河川法の適用のない河川は、全然、一切、国費は入らないんですか。補助金とか。

【事務局】 昔、総合流域防災事業の中で準用河川改修事業という補助事業があったんですけれども、それが、昨今の総合交付金になってどうなっているか、確認いたします。最近、補助金の制度の改変が激しいものですから、ちょっと確認させていただきます。

【事務局】 いずれにしても、一級河川と準用河川とでは、やっぱり位置づけが違うので、国の支援のレベルが変わってくるという。

【〇〇委員】 準用河川にもならないような河川がありますよね。あれは完全に自治体の費用で、国費は入らない？ 補助金も。

【事務局】 あれは普通河川で、あれはもう、まず改修をしないという。

【〇〇委員】 そういう意思の表明ということになるわけですね。

【〇〇委員】 そういう大事なことを決めることだからね、単なるオーソリゼーションとして審議会を通りゃいいでしょっていうスタンスじゃ、やっぱりまずいんですよ、基本的に。なぜ、それをどういう行為の意味があるのかってということと、今まではこうしてたけれどもここを変えたい、それがその目的とぴったり合っているのかってという説明をするのが、本来の姿なんですよ。ね。だから、そういう方向に是非ご検討いただきたいって申し上げているわけです。

【分科会長】 ほかにはいかがでしょうか。

はい、〇〇さん。

【〇〇委員】 非常に素人的な考え方かもしれないんですが、18河川で6.7キロしか延長しないということですよ、一級河川を。で、わずかな6.7キロのためにこれだけの資料を集められたってことは、ほんとうにすごく大変なことではあると思うんですけども、先ほどから説明を聞いている中で、今までの話に連結すると思うんですが、例えば21ページの吉井川ですか、バイパス工事が終わったので普通河川にまた戻されるって話なんですけれども、一級河川になったものを今度格下げする理由ってというのは、私、よくわからなくて。むしろ、一級河川のほうは二級河川の倍ぐらい、今、倍以上ありますよね、たしか数としては。長さは別として。こうやって、何でここは普通河川に戻さなければならないのかということと、あと、もう1つが、26ページの浦田川なんですけれども、河川を真っすぐにするののほうが、何か水の流れが早くなるので、むしろもっと危険になるんじゃないかと思うんですが、それを、自然の体系の中できれいに流れてたところに結局支障があったのかしらとか、そういうところがちょっと理解できなかったの。

現場に行って私たちが見ることができるのならば、もっと、これはいいですよとか悪いですよと言えらると思うんですけども、現場にも行ったことのないようなところに、非常に短いスパンばかりのところ こうして出てきているので、実際に、おそらく〇〇先生が今ずっとお話しされてる中でも、よくわからないって。で、それを、いいですよとか悪いで

すよって言わなくてはならないところが、もしかしたらちょっと無責任かなという感じがするので、そこのところをもうちょっと説明いただけたらいいなと思いました。

【事務局】 まず、吉井川の香登川のほうでございますが、21ページの左の模式図をごらんになっていただきたいと思います。右の上のほうから、準用河川で上流部分を構成されておりますけれども、これは途中で2つに分かれていまして、従来は上側の黄色いところを通過して、その部分を香登川と指定されておりましたけれども、このたび、下側のほうですが、青いところと、ちょっと次のページを見ていただきたいんですが、真ん中のところに青があって、その右のほうにピンクのかぎ型の部分があります。このピンクの部分は、地元の備前市が整備をして、青いところは県が整備したところでございますけれども、こちらのルートの方を河川の整備をしまして、この右上のほうから流れてきます香登川の水の流れを、この右側のほうを本来の流れということで整備をしたということですので、香登川を1本として考えたときに、このピンクのところまでは整備をされて、青のところから県が事業をやりましたので、そこから先を一級河川の指定にしたということです。で、以前一級河川であった黄色いところは、川の水の流れが基本的に変わるということになりますので、ここの部分については普通河川という形にしたという経緯がございました。

それから、浦田川のほうでございますが、これは、先ほどもちょっと触れましたけれども、新幹線の整備と関連しているというところでございます。26ページの左側の絵ですが、従来の黄色いところについては、新幹線の用地ということで、ここは河川でなくしてしまったということです。そのかわりに、青い線を真っすぐの形にして、浦田川をつけかえたということがございますので、この部分は、黄色いところは河川でなくなったということでの変更ということでございます。

【〇〇委員】 よろしいですか。

【分科会長】 簡単にどうぞ。

【〇〇委員】 さっきの吉井川なんですけれども、川の流れが変わるということは、水がもう一切行かなくなるということになるんですか。

【事務局】 普通河川にいたしますので、水路の形状は残ると思いますけれども、下側のところを河川を改修して整備していますので、基本的には、川の水というのは、大部分は下側の今回改修した部分を流れるようになってくるということになるということです。

【〇〇委員】 せっかくある川が、なくならないで、まだ水も流れるような状況であるのなら、普通河川に戻さなければいけない理由というのも、ちょっと私、どうなのかし

らと。もし、上から鉄砲水とか……、もちろん、行ったことがないので、どういう水の流れだかわからないんですけども、両方あっても別にいいんじゃないかと。もし、まちづくりとか何かその辺で、水路を使ったようなまちづくりをしたい場合には、こういうなだらかに流れている水のところというのは、また別な形での再開発の利用とかまちづくり利用にも使えるし、用水路みたいな形で使ったりすることもできると思うので、一たん上へ上がっていたものを格下げするということは、もう国はタッチしないよと、地元でやれっということを行っているのかなというふうな印象があったので、そのところを、どういう基準でこういうのって決めてしまうのかなと。むしろ、全部一級河川にして、全部国がかかわってくれたほうがいいんじゃないかなという感じがしましたので。

【〇〇委員】 よろしいですか。

【分科会長】 ちょっと待ってください。

今の最後の言われたことについて、行政から説明はありますか。国が全部かかわったほうがいいんじゃないかということに対して。

じゃあ、はい、どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 もっと基本的なところが混乱があるようなので。一級水系の中には二級はなくて、一級水系の中でしっかり予算を使おうと思えば、一級河川にするしかないわけですから、そういうことがまず共有されてないとだめで、それから、普通河川になると管理できなくなるわけではなくて、河川法で管理できなくなるだけです。例えば鶴見川には普通河川がいっぱいありますけれども、それを都市雨水路という形で下水道ではどんどんやっていますので。国が直、河川整備の計画を立てて予算をつけるというのじゃない形の川になるということだけです。それで放棄されるわけでもないし、場合によって、普通河川でも都市雨水路で位置づけられれば下水道でしっかり予算がつきますので、一律に大変なことになるとは思わないほうがいいと思います。

そういう説明が多分必要なのかなと思うんですけども。

【分科会長】 ありがとうございます。

そろそろこれをどうかという意見を諮りたいところにいるんですが。

〇〇先生、何かございますか。

【〇〇委員】 〇〇先生が先ほどおっしゃったことが、私は、大変なるほどと思ったんですが、河川局時代は多分これでよかったのかもしれませんが。今〇〇先生がおっしゃったんですが、下水道も一緒になってくると、こういう一級河川の指定というものが、水管理・

国土保全局としてどうするのかというのは、何か、根本的にやっぱり考えたほうがいいような気がします。

それは、1つは、アクションとしては、〇〇先生がおっしゃったように、これまでどういう理由で指定してきたかというのをまず、事例を集めてカテゴライズするというのが1つのステップで、そこから下水道整備とか、先ほどの都市と河川との関係とかを考えながら、どういう基準をこれから入れていけばいいのかというようなことも議論していくことは必要ではないかなと思いました。

【分科会長】 ありがとうございます。

ありがとうございました。いろいろご意見をいただきまして、今後考えておかないとならないところ、〇〇委員のご意見をスタートにいろいろなことを言っていただきました。確かにそういう点は抜け落ちているし、今最後の〇〇委員のお話も含めて、どういうふう考えたらいいいのかというのは整理する必要があるというのはおっしゃるとおりですので、事務局にはその方向で整理していただきます。そうはいつでも、今回急に、これ、だめよということは、まずないのではないのかと思います。

ただいまご審議いただきました河川法第4条第1項の一級河川の指定等については、当分科会として適当と認めることにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、「分科会の議決は会長が適当であると認めるときは審議会の議決とすることができる」とされていますので、本件につきましては、会長の承認を得て審議会の議決といたしたいと思います。ありがとうございました。

次は、平成24年度予算に係る河川事業の新規採択時評価についての報告でございます。本件については、1月19日に開催された事業評価小委員会の内容につきまして、〇〇委員長よりご報告をお願いいたします。

【〇〇委員】 それでは報告させていただきます。

資料2でございますけれども、1ページを開いていただきますと、今回の案件が河川事業として書いてございます。石狩川下流直轄河川改修事業（北村遊水地）と利根川下流特定構造物改築事業（戸田井排水機場改築）の2件でございます。

それで、次のページを開いていただきますと、それぞれ、北村遊水地と戸田井排水機場の改築についての内容が書いてございます。最初には、箇所、内容、期間、予算等が書い

てございますけれども、その後に、約12から13の項目をまとめて書いていただいています。このそれぞれの項目について小委員会でご説明を聞き、この案件が適切かどうかということ判断いたしました。先ほどから出ている判断についての議論ですが、どういう項目について議論したかということが、この12ぐらいの項目に相当します。

まず、北村遊水地でございますけれども、北海道の岩見沢市周辺のもので、遊水地の面積は9.5平方キロで、4,200万立法メートルの遊水地でございます。24年度から開始して38年度まで計画されている、700億円の事業でございます。

昭和56年の洪水に対応してこの計画がありまして、現実には、石狩川の河川整備計画目標流量1万4,400トンのうちの700トンの洪水調節機能を有するものとして位置づけられているものです。とくに河川改修事業のタイミングとして、来年度が着工するのに適切なのかどうかという項目について検討をいたしました。

それで、下のほうに行きますと、B/Cが2.2、それから整備効果としましては、その対象とします昭和56年洪水対応が完了し、11万戸の浸水被害を解消するという事です。以上のよって、この件については適切と認めました。

それから、3ページ目に行きますと、戸田井排水機場。これは茨城県取手市の排水機場で、24年度開始で28年度まで、27.2億円の事業でございます。

これは、その後に書いてあります災害の危険度のところを見ていただきますと、排水機場設置後48年経過しています。それから、緊急度のところを見ていただきますと、今ご説明しましたとおり48年経過したための老朽化の一方、ポンプの発動機メーカーの大型ディーゼルエンジンの製造が停止してしまって、今後維持管理という形ではなかなか対応できないということがあります。それから、その下、水系上の重要性を見ていただきますと、取水による稼働は非常に多く、近年10年間で1,200時間というふうに、非常に緊急性を要するという事でありまして、こうしたことからその事業の必要性が明らかでありました。

下から3段目の欄ですが、B/Cが6.3であり、この整備によって、排水機能の保持と信頼性の向上が図られるということで、この件についても了解いたしました。そのほか、整備計画との関係でありますとか、都道府県知事の意見も参考にしての判断でございます。

1ページ目に戻っていただきますと、以上のような十数項目についての検討により、小委員会において、この2件とも、予算化については妥当であるという判断をいたしました。なお、付帯意見といたしまして、その下に書いてあります5行について述べました。東日

本大震災等を踏まえ、計画規模を超える外力の取扱いについても、この新規採択についての議論の中に含めていくべきだということと、もう1つは、さきほども、少し説明しましたけれども、河川整備計画策定・変更、あるいは計画段階での評価と新規採択事業時の評価についての相互の関係を明確にしていきたいと思いますということが非常に重要なポイントであります。今回、先程の2件が適正かどうかの判断が小委員会にゆだねられたわけですが、新規採択事業評価については、次回以降、候補箇所の選定について、すなわちこの2カ所以外の案件も含めてどういうふうを選定されたかの考え方についても、わかりやすく整理していただいて、それも含めて評価につなげていきたいということをお願いしております。この辺も含めて、親委員会のほうで議論いただければ結構かと思えます。

ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございました。

ただいまの〇〇委員長のご報告につきまして、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひします。

はい、どうぞ。

【〇〇委員】 遊水地のほうですけれども、これは、年度でいうと15年度というような年数の、大体普通かかるものなんでしょうか。それとも、700億という総予算を今の財政状況の中で見ると、そういう15年ぐらいに分けないと、とてもじゃないけど一遍ではできないというので、こういう長期になるんでしょうか。質問です。

【〇〇委員】 それでは、事務方のほうで回答お願いできますか。

【事務局】 石狩川の河川整備は整備計画に基づいて実施しておりますが、河道の改修でありますとか遊水地といったものを進めていく中で、北村遊水地については24年度から38年度までの14年間で完成することとしている。ただ、途中の31年度に暫定供用ということで、整備が進んでいく中で効果を発揮し38年度を目標に石狩川下流部の治水対策を仕上げるように進めていくということでございます。

【〇〇委員】 わかりました。要するに、河道の改修にあわせて、31年度ぐらいになると河道のほうも整ってくるので、ちょうどそのタイミングに合わせて持っていくと。その年度に合わせて大体予算とか工事計画を立てた結果であるという理解でよろしいんでしょうか。

【事務局】 そういうことでございます。

【分科会長】 はい、どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 そんなにひどいこと言いませんので。ご安心ください。

私、関東地方整備局の外部評価の委員長をやってるもんですから、一言申し上げようと思うんですけども、とにかく僕は驚いてしまったんですけども、利根川にいろんなポンプ場がいっぱいあって、もうどれもこれもとは言わないんだけど、大正時代ぐらいなやつを使って、ぼろぼろってのが結構あったりするんですよ。だから、この2つ目のなんて、こんな、もっと早くやってもらいたいし、4年なんてかけないで、もう、ポンプ場だけなんだからすぐやったらいいじゃないか。

〇〇先生も同じような指示だと思うので、なるべくスピードアップして、やれるものは早くやってほしいし、それと同時に、〇〇先生がおっしゃったように、こういうものが一体、面的に、どういうところにどんなものがあるって……。これも、一番ひどいからこそやるんだらうけれども、次にひどいのはこの辺にあるとか、全体像を見せるというところをぜひこの審議会にはやっていただけるとね。

そうすると、この、字が書いてあるものだけ見て、B/Cがああですねって言って、よっしゃと言ってくださいってたぐいじゃなくて、私は違うけれども、こういう発言力のある方々が、利根川水系なり石狩川水系の現状を理解していただいて、それを、その中でも予算のない中ここだけはぜひやろうと思ってますと言うと、ああ、大変だねということを理解していただいて、いろんなところで発言してもらおうとかね。それには、もうちょっと資料的な工夫をしていただく余地があるんじゃないかと思いますし、さっき〇〇先生がおっしゃったのに僕も賛成でございます。

以上です。

【〇〇委員】 それに関連して。

実は、この報告を5分でやれというふうに言われまして。私自身は、小委員会のほうからしますと、先ほど言いました空間的な広がりの話、それから時間的なスパンの話、それから整備計画との関連、こういったことが非常に重要なことと関連した課題で、ほんとうは時間をとってお話ししたいところなんですけど、できるだけいつまんで話をしたところですが、先ほどの、評価項目が何かということに関わる12件ほどの項目があって、その1つ1つの中に、まさに今、〇〇先生、〇〇先生からお話しいただきました空間的な広がり、時間的な段階の話、この辺が非常に重要で、今後、適当な図面での表示を考えて、親会に出せるように努力したいと思います。

それから、もう1つは、我々小委員会のメンバーからも出ましたが、ほかにもまだまだ

案件がある中で、どうしてこれだけが特出してきたのか、この辺についても説明できるような資料づくりを事務局にいたしまして、5分の限られた時間の中での確に説明できるように努力したいと思います。

ありがとうございました。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【〇〇委員】 単純な質問で、これ、新規事業採択時に第三者の意見をいただくという手続ですね。それで、何年からやってるのかちょっと記憶がないんですけども、予算化について妥当であるという意見なんですけど、これまでの事例で妥当でないという意見が出たケースはあるのかどうかということと、あと、なお書きのところ、「計画規模を超える外力の取扱いについても検討を進めるべきである」ということは、もっと予算をかけ大規模な施設をつくるということを含意しているのかどうか。

これはもう〇〇先生かもわかりませんが、そこをちょっと教えてください。

【〇〇委員】 去年、初めて、私はこれに携わることになりました。それより以前にはこの制度はありませんでした。それから、新規事業採択時評価でありますけど、その前に、ここに書いてあります1ページの文章の下から3行目に、こうした評価は計画段階での評価もやることになっています。ただ、去年からスタートしましたので、昨年度と今年度については計画段階と新規採択時評価を同時にやっています。次回以降は、計画段階の評価それから新規採択時評価の両方が別々にきちっと行われるはずで、この辺の階層性も今後また明らかにしていかなければいけないということでございます。

それから、この計画規模を超える外力の扱いについても、あるいは新規事業採択の件数の話についても、全体の限られた予算を拡大するというふうな話と関わりますので、なかなか小委員会レベルで議論できることでもなく、前回もその件については、親委員会のほうで、更新等にかかわる構造物の改築に特にかかわるものについてはロングリストを出しての検討を、またどれぐらいの予算を獲得していくべきかも含めて議論していただきたいということを、小委員会のほうから申し上げた次第でございました。

以上で答えましたでしょうか。

【〇〇委員】 はい。

【事務局】 今、〇〇先生が説明されたとおりなんですけど、ただ、1点だけ補足いたしますと、計画段階評価は、原則として新規採択時評価の前年度にやるということなんですけど、ただ、平成24年度、25年度予算にかかわる新規事業採択時評価までは同時に実施

することができるということでございます。

【〇〇委員】 それは別件ということなのかな。

【事務局】 平成24年度、25年度予算にかかる新規事業採択時評価は計画段階評価と同時にできる。それ以降は、計画段階評価は新規事業採択時評価の前年度までに実施するということになります。

【〇〇委員】 だから、妥当でないという結論が出たケースはないということではないですね。

【事務局】 ないです。

【〇〇委員】 だから、予算の話であれば、当該事業について総事業費がどのぐらいかかるのかという見通しの問題が1つと、あとは、それが妥当かどうかは、当該年度にどのぐらい配分されているのかということで、それは全体の予算との関係で考えなきゃいけないわけですね。事業をどのぐらいのスピードで進めるかということともあるので、そういう観点というのは必ずしもないということではよろしいのでしょうか。

【事務局】 全体予算も、当然、蓋然性としてはあるんですが、基本的にはその対象事業を実施することについて妥当かどうかという判断になります。

【分科会長】 はい、どうぞ、〇〇委員。

【〇〇委員】 、計画の階層性というのが一体何を意味してるのか、その中で特に、「計画段階の評価」の「計画」というのは、一体何を対象としているのかというところが、まだちょっと明確ではないところがありますね。これからいろいろ議論をして煮詰めていく必要がある。先ほど、いろんな更新プロジェクトをラインナップして、どれから順番に実施するかということ、さらには、新規採択の優先順位といいますか、それを「計画段階の評価」のところで評価する、そういう道筋になってくるのではないかと思います。しかしまだ制度的な議論が熟していないところがあるので、これから議論していくことが必要となる。

【分科会長】 どうもありがとうございます。

分科会にこういうものが出てきて、事務局が検討しなきゃならないことも明確になりました。最後の「また」以下のところで、計画と新規はそうなんですが、構造物によってあるいは改修を何にするかによって、おそらく考えるべき時間スケールとお金の問題とそれから最終ゴールとの関係とかいろいろあります。そういったものが、この最後の「また」以下に全部含まれちゃっています。だから、そこを今後、小委員会が指摘していただいた

ことを検討して整理させていただこうと思いますし、また、今の〇〇委員の言われた計画と新規採択のこともちゃんとしとかなないと、よくわからなくなってるということもありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今日は、たくさんのご意見を自由にいただこうと思って議論のための資料を用意していますので、ここで、この報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に、河川行政の現状についての報告をお願いします。本件につきましては、多数の案件があり、皆様から幅広いご意見等をいただきたいと考えています。

それでは、事務局からご報告をお願いします。

【事務局】 お手元の資料3を用いまして、東日本大震災をはじめとする平成23年度発生災害の状況とそれに対する対応をご紹介しますと思います。

表紙に掲載しておりますように、平成23年は、東日本大震災をはじめとして非常に数多くの水害、土砂災害、あるいは雪害等が発災しております。

3ページをお願いしたいと思います。まず、年の初めには豪雪がございました。全国24地点で積雪深が観測史上1位を更新する、そういった雪を経験いたしまして、国道等の一時通行止め、あるいは大規模な雪崩が発生しております。これに対しまして、地方整備局のほうから、除雪機材等の応援あるいは雪捨て場等を提供しております。

次に、2つ目の災害でございます。1月26日以降、新燃岳で噴火が非常に活発になりました。これは約300年ぶりでございます。これに対しまして、気象庁は噴火警戒レベル2から3（入山規制）に引き上げております。あわせまして、噴石等による被害も発生しております。また、火山噴火に伴う大量の降灰によりまして、土石流発生のおそれが高まっております。これに対しまして、九州地整のほうでは、土石流のおそれのある溪流の緊急的な調査の実施、それから土石流センサーの設置等をしております。また、除石等の緊急的な土石流対策工事を実施しております。

次に4ページをお願いいたします。東日本大震災でございます。これは前回以前にもご紹介したので、簡単にご紹介いたしますが、マグニチュード9.0の非常に大規模な地震によって、揺れ、液状化、地盤沈下、大規模な津波、こういった災害が発生いたしました。そして、甚大な人的、物的被害が発生しております。これに対しまして、(2)にございますように、緊急災害対策派遣隊、これは地方整備局の職員の専門職員から構成されますものでございますが、3日後には500名配置、12月末時点では延べ1万8,000人を派遣しております。そして、市町村にリエゾンを派遣して、二次災害防止とかあるいは応急

対策に対する技術的な助言、それから、排水ポンプ車を配置して、行方不明者の搜索活動あるいは早期の復旧活動にも寄与しております。また、通信が途絶いたしましたので、衛星通信車の派遣等もしております。

5 ページに参ります。また、特に緊急輸送道路の確保それから救急救助活動等のために、「くしの歯作戦」と称して国道の啓開作業を迅速に実施しておりますし、また、レーザープロファイラを用いまして地盤沈下の状況を把握して、リスクの評価・公表を行いますとともに、警戒体制のレベルを上げております。

それから、(3)の海岸堤防でございます。これも、延長約300キロのうち約190キロが全半壊しております。非常に危険な状況となりましたが、応急対策を9月末までにおおむね完了しております。また、今回の措置で、新たに震災復旧代行法という法律を制定いたしますとともに、仙台南部海岸におきましては、県からの要請を受けまして、その法律に基づいて直轄施工をしております。それから、海岸堤防の復旧を進めるに当たっても、学識者からご意見をいただきまして基本的な考え方を取りまとめ、それに基づいて復旧を進めております。

(4)の河川堤防等の被災・復旧でございますけれども、東北、関東を中心に約2,000カ所被災いたしました。そのうち半分弱が関東地整管内で、液状化による被災が顕著でございました。6 ページに参ります。これに対しても、出水期における二次災害を防止するための応急的な対応、それから最終的には今年度の出水期までに被災前と同等程度の安全水準を確保することとしております。

(5)の河川における津波対策でございますが、この、河川における津波対策の考え方につきましても提言を取りまとめたいただきました。そして、これに基づいて堤防の嵩上げ、それから堤防・水門等の耐震・液状化対策等を進めております。また、技術基準の見直しも検討中でございます。また、東北地方の北上川等におきまして具体的な津波対策を検討しておりまして、河川整備基本方針の変更等に向けて準備を進めているところでございます。

それから、(6)の下水道等の被災・復旧状況でございますが、48カ所の下水処理場が稼働停止したほか、63カ所が一部停止しております。また、延長642キロに及ぶ水管が被災を受けております。これにつきましても、現在、本復旧を進めておりまして、耐震化もあわせて実施しております。

それから、次に7ページでございます。土砂災害の状況と対応でございます。特に東日

本大震災それから長野県北部地震等、幾つかの地震によって非常に脆弱な状況になっております。これに対して、土石流災害危険箇所の点検に着手しておりまして、8月末までに約3万カ所の点検を終了しております。そして、その結果、危険な状況にある地域等に対しまして、土砂災害対策を重点的に実施しております。

次に、(8)の津波防災地域づくりでございます。これにつきましても、新たに「津波防災地域づくりに関する法律」を12月7日に制定していただきますとともに、その基本的な指針も出してしております。そして、今回の津波災害を踏まえまして、何としても命を守るということを前提に、2つのレベルの目標を設定して対応しております。1つは、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸とした対応、それから土地利用、避難施設、防災施設の組み合わせ、そういったあらゆる手段を尽くした対策を進めております。それから、発生頻度が比較的高い一定程度の津波に対しては、海岸保全施設の整備等を中心とした対策を進めることとしております。8ページでございます。また、この津波防災地域づくり法に関連して、水防法の改正をしております。その中で、水防法の中に津波という目的を明確化するという事、それから、今回、水防団員の方が被災されておりますので、水防計画を水防活動に従事する者の安全の確保に配慮されたものとする事、それから、国が直接行う特定緊急水防活動、こういったものの位置づけをしております。

それから次に、4ポツの新潟・福島豪雨でございますが、7月28日から30日にかけてまして、1,000ミリを超える雨量を観測したところもございまして。その結果、新潟、福島で大きな災害がございました。しかし、一方で、信濃川本川下流、それから五十嵐川、刈谷田川といった地域につきましては、実は平成16年にも大きな災害がございまして、その後の集中的な河川改修あるいはソフト対策を重点的に進めてまいりまして、大幅に被害を軽減することはできております。しかし、さはさりながら、新潟、福島で、床上浸水1,200棟等の災害が発生しております。また、只見川の筋も大きな災害がございまして、特にこの地域は水力発電所が多数ございましたが、これは停止しております。その結果、電気の供給にも支障を来しております。それから、9ページでございます。これに対して、北陸地方整備局は、只見川筋の災害復旧にも対応しているところでございます。

9ページにポンチ絵をつけております。先ほど申しました平成16年の災害を受けて、集中的に河川改修を実施するとともに、ハザードマップや、あるいは防災訓練の重点実施等をやっております。その結果、下のグラフにございます、今回の雨は前回の1.6倍ござ

いました。しかし、建物被害あるいは人的被害を約9割削減することができております。

それから次に、10ページでございます。台風12号でございます。全国で81名の死者が発生しております。また、多くの家屋が被災しております。特に、国管理河川の宮川水系宮川、それから新宮川水系の相野谷川と熊野川におきましては、非常に大きな洪水で越水しております。特に熊野川と相野谷川におきましては、河川整備基本方針の計画洪水流量を上回る洪水が発生しております。また、全国的に多くの土砂災害が発生しておりますし、特に三重、奈良、和歌山を中心に大規模な崩壊がございまして、その結果、河道閉塞が発生し、下流が非常に危険な状況となりました。これに対しまして、特に改正土砂災害防止法に基づく緊急調査を実施して、国直轄による緊急工事を実施いたしますとともに、警戒避難体制にも万全を期したところでございます。また、作業員の安全を確保するために「無人化施工」も実施しております。それから、11ページの上でございますが、特に、大規模崩壊を監視・警戒するシステムを世界で初めて紀伊山地に導入したところでございます。またTEC-FORCEも全国から延べ約5,000名投入しております。

台風15号でございます。この台風におきましても、庄内川、阿武隈川等で既往最高水位を超えたということで、各地で床上浸水等が発生しております。

それから、次に12ページでございます。タイの洪水でございます。これにつきましては、後ほど別の資料で詳しくご説明したいと思います。

それから、13ページでございますが、今回の東日本大震災を踏まえた種々の法制度の改正それから技術指針の策定等を行っております。それを一覧表にまとめたものでございます。

1ポツは、災害復旧事業の直轄代行法、それから2ポツは、津波防災地域づくり法及びそれに基づく指針類でございます。それから、14ページでございます。海岸分野でございますが、これも復旧に関する指針類、基準類でございます。それから、河川分野におきましても、特に今回、津波の遡上対策に関する緊急提言、あと河口堰・水門等の復旧、それから堰・水門等の設計、操作についての指針類を、あるいは提言を出していただいております。それから次、15ページでございます。下水道分野も、復旧に当たっての緊急提言ですとか、あるいは段階的な処理レベルの向上等の技術指針を策定しておりますし、砂防分野におきましても、土砂災害警戒区域の指定の促進の通達とか、あるいは今般の震災を踏まえて施策についての提言、こういったものをいただいております。

以上で、資料3の説明を終わらせていただきます。

それから、次に、資料4-1をお願いしたいと思います。「持続可能で活力ある国土・地域づくり」の推進についてでございます。これは、前田大臣の直接の指示によって、4つの実現すべき価値、8つの新たな施策展開の方向性といったものが打ち出され、これに基づいて施策全般を進めていくというものでございます。1枚、ポンチ絵がついておりますが、特に、非常に厳しい状況にある中で、「持続可能で活力ある国土・地域づくり」をどうやって進めていくのかということで、最終的にはこのアウトプットは「日本再生戦略」にも反映して、具体化を図ることとしております。

「4つの価値、8つの方向性」ということで、4つの価値といたしましては、持続可能な社会の実現、安全と安心の確保、経済活性化、それから国際競争力と国際プレゼンスの強化、この4つのものが出されております。それを受けた方向性といたしまして、低炭素・循環型システムの構築、地域の生活・経済機能の強化と集約化。それから、災害に強い住宅・地域づくりということで、これは安全・安心の確保と耐震性の向上といったものを挙げております。それから、社会資本の的確な維持管理・更新。個人資産の活用等による需要拡大、公的部門への民間の資金・知見の取り込み。それから、海外展開、国際貢献、それから国際競争の基盤整備の促進。こういった8つの項目を挙げております。

こういったものにつきまして、国交省の総合力を生かして、特に陸海空にわたる所掌範囲を持っておりますので、こういったものを生かして、現場力・統合力・即応力を発揮して、関係省庁、民間とも連携して、モデルとなるプロジェクトを推進していくこととしております。

これを踏まえた施策は幾つか実行に移されております。そのうちの1つが、震災を踏まえた新規施策、政策の見直し、資料4-2でございます。実は、水管理・国土保全局は、水管理・国土保全ということと、もう1つは、大きなタスクとして、国交省全体の防災の取りまとめもやっております。そういった観点から、国交省全体としての震災を踏まえた新規施策、政策の見直しというものとりまとめも担当しております。

資料4-2でございます。これにつきましては、国交省の緊急災害対策本部それから東日本大震災復興対策本部で3月8日に打ち出されたものでございます。

1ページをお願いと思いますが、特に今回の大震災を踏まえて、「災害には上限がない」ということを強く認識したということと、もう1つは、そういったものに対しても、「人命が第一」との考え方のもとで、国民の暮らし、産業・経済の被害をできるだけ軽減していくということと、もう1つは、これまでの「防災」対策に加えて、低頻度で大規模

な災害に対しても、ハード・ソフト合わせて「減災」対策を推進していくということを出しております。

1点目が、大規模災害の予防対策ということで、低頻度大規模災害といったものに対しても予防対策に取り組むということと、住宅・社会資本の耐震化を効率的・重点的に推進していくということでございます。

それから、2ページをお願いいたします。2ポツの、大規模災害発生時の危機管理対策の強化でございます。特に、今後、東海・東南海・南海の3連動地震とか首都直下地震等の非常に大規模な地震ですとか、あるいは大規模水害といった災害が懸念されておりますが、こういったものに対する応急対策活動を迅速・的確にできるような対策を強化していきましょうということで、特に、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の活動体制の強化（具体的な活動計画の策定）、あるいは、他の関係機関と連携した防災訓練等も実施することとしております。

それから、3つ目が、陸海空が連携した人流・物流の確保ということで、特に、大規模災害発生時のバックアップ体制、リダンダンシーの確保を図っていくということを挙げています。

4点目が、地域防災力・企業防災力の向上ということで、自助、共助といった力を強化していくということを挙げております。

あとは、3ページでございますが、今回の震災でも問題になりました、帰宅困難者・避難者対策を掲げております。

また、一方で、震災復興に当たりますには、低炭素・循環型システムの構築も目指していくこととしております。

以上が資料4-2でございます。

【事務局】 続きまして、資料の4-3でありますけれども、首都直下地震への備えについてということで、ご説明申し上げます。

今ほどの説明の中にもありました、1つ前の「震災を踏まえた新規施策、政策の見直しについて」という資料の中にも、2つ目の柱として、大規模災害発生時の危機管理対策の強化というのが、柱立てがあったわけなんですけれども、ここでやはり重要なのは、東海・東南海・南海の3連動地震、そしてもう1つは、首都直下地震への対応ということであります。目下、首都直下地震に対しては大変切迫性が指摘されておるということでありまして、国土交通省といたしまして以下の3点について早急に取り組んでいくという方向性、

方針を出しておるところであります。

まず1点目でありますけれども、国交省の業務継続計画を改定する。つまりBCPでありますけれども、これを改定するというところでございます。国土交通省では、業務継続計画を既に平成19年に策定しています。これは、首都直下地震、東京湾北部のマグニチュード7.3というものを想定しておるわけなんですけれども、先般、中央防災会議のほうで、この首都直下地震の規模についてはマグニチュード8級、最大震度で7を想定して、今後、今年いっぱいかかるんですが、被害想定を見直しをしていくという方針が出されました。そこで、この見直しも踏まえまして、国交省では、業務継続計画を改定いたします。

加えまして、この直下地震によって、国土交通本省、霞が関の機能が著しく損なわれるという最悪ケースのシナリオを想定して、その中で緊急的に国交省がどういうことを行っていくのかということ、仮称でありますけれども、首都直下地震緊急対応計画というふうに名づけました。これを早急に取りまとめていくこととしています。

2点目でありますけれども、これも先ほど話がありました。TEC-FORCEを強化していこうということでもあります。これは、派遣人員でありますとか資機材等の量、活動拠点、こういったものを具体的に活動計画として定めておこうと。発災する前にTEC-FORCE活動計画としてあらかじめまとめておこうということを考えています。

それと、3点目でございますけれども、関係機関と連携して広域的に防災訓練を実施していこうと、こういったものを考えています。

次のページでございますけれども、このうち、今ほどお話ししました首都直下地震緊急対応計画について、考え方を、骨子をここにまとめてみました。

まず1ページ目でございますけれども、最悪のシナリオを想定するというところでございますので、2ポツのところ、シナリオ案ということで書いてございます。地震につきましては、相模トラフで最大級のもの、マグニチュード8級で震度7を想定するということ。それと、2ページ目でございますけれども、国交省の機能喪失ということでございます。夜間に発災する、また休日に発災すると。最小人員しかここに集まらないというようなことも想定しながら、ケースを考えます。また、交通機関については、首都圏の交通機関が麻痺しているということを想定します。

オペレーション計画というのが3ポツのところにありますけれども、ここでは3つ、大きく、国土交通省のこれがミッションでございますが、1つは、被災状況を迅速に把握するということ。2点目は、陸海空で緊急アクセスルートを確保する。特にここでは、3日

間、72時間を目途に何ができるのかという計画を立てるということでございます。3点目は、被害拡大の防止であります。二次被害みたいなものを拡大防止するということでもあります。

最後、3ページ目でございますけれども、そういったものを念頭に置きながら、緊急対応体制を確立していくということで、緊急性の高いものから実施していくということでもあります。国交省内の緊急連絡体制といったものを充実したり、TEC-FORCEについては、4つ目の黒ポチにありますけれども、自動的に派遣する。つ〇〇、大臣から地方部の地方整備局へTEC-FORCEの派遣を指示しなくても、発災と同時に自動的に動けるような、そういう仕組みをあらかじめつくっておくということも重要かと考えてございます。

これにつきましては以上であります。

【事務局】 次に、資料4-4の、タイの洪水について、ちょっと時間がおしてまいりましたので、簡単に紹介させていただきます。

1ページでございます。タイのチャオプラヤ河で洪水がございましたが、図に示しておりますように、利根川と比べますと、大体、利根川の10倍の流域面積がございます。そんな規模観でございます。また、非常に勾配が緩いということでございます。

それから、飛びまして4ページをお願いしたいと思います。特に今回の災害で顕著だったのは、多くの日系企業が立地していて被害をこうむったことです。7つの工業団地に725社ございますが、このうち日系企業が447社を占めていたという事実でございます。

5ページにございますように、その結果、当該地域の浸水被害だけではなくて、立地しております企業のサプライチェーンを通じて、日本あるいは全世界にその波及影響が及んだということでございます。

6ページでございます。これはバンコクの洪水対策の状況でございます。中心市街地をこの赤い線、ぐるっと長大な輪中堤——King's Dykeと呼んでおりますが——で囲って守っております。ただし、下に黄色でマーカーしておりますように、地下水の汲み上げによって過去地盤沈下が著しく進行してまいりました。最近鈍化しておりますが、そういった影響もあって、非常に被害を受けやすい状況になっております。こういった状況は他の東南アジアにおいても見られます。

7ページをお願いいたします。これに対する国交省の取り組みでございますが、洪水とか排水対策、空港、鉄道の専門家を派遣いたしますとともに、高性能の排水ポンプ車——これは、25メートルプールの水を10分強で空にする能力を持っておりますが、これを

10台、国際緊急援助隊として初めて海外に派遣しております。そのほか、土木学会さんと共同して洪水被害の調査団の派遣をすとか、あるいはセミナーを開く等々のことを実施しております。

8ページでございます。排水ポンプ車の活動状況でございますが、外務省、JICA、民間企業、それから国交省を含めた51名のチームによる対策を実施しております。その様子を9ページに写真でつけております。非常に劣悪な過酷な環境であったのですが、24時間体制で排水作業を行いまして、例えばロジャナ工業団地では、上の写真にございますように、11月23日に排水を始めて、26日にはこのように排水を終わっていると。下も、非常に短期間で排水作業を終えて、非常に効果的に排水作業が実施されております。

10ページでございます。こういったものを踏まえまして、従来の技術援助でございます「ヒト・モノ」単品の提供から、ヒト、モノ、ソフト、運用システム、そういう総合的なシステムとして「防災パッケージ」を提供していく、そういったことの必要性が認識されたわけでございます。下にございますように、防災情報、警戒避難体制、インフラ、土地利用規制、制度・体制、こういったものを含めた、運用も含めたものを関係機関が連携して提供していく、こんな仕組みが提案されております。

11ページをお願いいたします。タイで行いましたこのような経験を踏まえまして、新たな国際貢献のモデルとして、「防災パッケージ」の提供を戦略的に展開することを今ご提案しております。そして、この提供自体を外交政策の柱として位置づけて、関係省庁、JICA、それから産学が連携して実施することが必要ではないかと、こういったご提案でございます。

タイの洪水につきましては以上でございます。

次に、資料5、社会資本整備重点計画の審議状況でございます。資料5に1枚つけておりますが、これは社会資本整備審議会計画部会と交通政策審議会の計画部会の合同部会でございます、〇〇先生がその部会長になっておられます。

右下のほうにP.1と書いておりますが、このページでご紹介します。3月22日にこの計画部会が開催されました。次の3ページ目に全体像を示しております。今まで、社会資本整備のあるべき姿を提示してまいりましたが、今回、そのうち、具体的に政策目標を共有する分野横断的なプログラムを提案されるとともに、3ポツの、計画期間における重点目標ということで、「選択と集中」の基準点を出されております。4点ほど出されておりますが、1点目としては、今整備をしないと、大規模または広域的な災害リスクを低減でき

ないおそれのあるもの、例えば、4番目として、今適確な維持管理・更新を行わないと、将来極めて危険となるおそれのあるもの、こういった基準をつくって「選択と集中」をしていったらどうかということでございます。そして、この基準を受けた形で、関連する事業・施策の概要も示されております。

それから、次の5ページをお願いしたいと思います。「安全・安心な生活、地域等の維持」に関しましては、プログラムとして、災害に強い国土・地域づくり、それから、5番目の、社会資本の維持管理・更新を計画的に推進するストック型社会への転換。それから、2つ目の視点、「国や地球規模の大きな環境変化、人口構造等の変化への対応」につきましては、低炭素・循環型の社会の構築、健全な水循環の確保、それから、生物多様性を保全し、人と自然の共生する社会を実現することが挙げられております。それから、3つ目の視点、「新たな成長や価値を創造する国家戦略・地域戦略の実現」に関しましては、健康で快適に暮らせる生活環境を確保するとか、13番目の、良好なランドスケープを有する美しい国土・地域づくりを進めるというのが挙げられております。

ちょっと時間がないのではしよらせていただきますが、9ページでございます、資料2-2には、「社会資本整備の方向性を実現するための事業・施策（プログラム）」ということで、具体的に、11ページ以降ですと、災害に強い国土・地域づくりのプログラムの内容が紹介されております。

それから、ページを飛びまして、右下のページの59ページには、特に、先ほどの「選択と集中」の基準の重点目標に関する事業・施策ということで、例えば61ページには、大規模または広域的な災害リスクの低減ということで、63ページの津波対策、それから64ページの、人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における治水対策の強化及び大規模土砂災害対策の推進、というのが挙げられております。

あと、ページが飛びまして、右下のページの75ページでございます。失われつつある自然環境の保全・再生の中で、生物多様性の保全、あるいは健全な水循環の再生、こういった項目が挙げられております。

資料5については以上でございます。

【事務局】 では、引き続いて、資料6で、再生エネルギーの取り組みをご紹介させていただきます。

まず1ページ目でございますけれども、左側の漫画がございますが、従来、通常の水力発電でございますと、比較的規模の大きな、効率的に発電できる箇所について、商用、電

力会社を中心に発電を行っていたわけでごさいます、規模の小さいほうにしましては、効率が悪いということで、未利用の状況が残っているということがございまして、最近、小さな発電機の性能がかなり上がってきたということもございまして、今年の夏から再生エネルギーの買取制度も入るとということで、中小の水力発電に関して導入ができるような状況になってまいりました。

従来、例えば農業用水路は、農業用水を流しただけであったわけですが、写真のように、発電機を設置することによって、新たに水力発電を起こせるというようなことが広まってきているということでございまして。こういう利用にしましては、私ども、水利権の関係で許認可の立場でございまして、できるだけこういうエネルギーを使えるように、右側でございますように、手続の簡素化とか円滑化の取り組みを、平成17年度ころから幾つかにわたって取り組んでございまして、再生エネルギーの活用の拡大を図るところでございまして。

次のページ、2ページ目でございます。こちらは、みずから行う管理の中で、そういう未利用のエネルギーを活用できないかということでございまして。一番下のほうの写真がございまして。ダム直下に、維持流量を流すということを行ってございまして、流量的には少ないんですけども、こういうところに発電機を設置いたしまして発電を行うということで、ダムの管理所等で使っている電力に活用するというような取り組みを従来から行ってまいりました。国が管理している、また水機構が管理しているダムの大体3割ぐらいが、既にこういう管理用の発電機を設置しているところがございますけれども、先ほどのように買取制度が入ってくるということもありますので、今年度、残りのダムにしましては、新たに導入できないかどうかということも総点検を入れてございまして。

それから、次のページ、3ページ目でございますが、こちら、河川の産物、堤防等で生えてきている草を刈るわけでございますけれども、現在、この刈草のうちの4割ぐらいが、農家とか、堆肥化ということで活用されていますが、残りの6割にしましては、現地にそのまま刈りっぱなしにして置くとか、場合によりましては焼却処分をしているということでございまして、これの利用拡大を図ってまいりたいということでございまして。河川の産物でございますので、従来は自家消費に限定してまいりましたけれども、民間の事業者の参画を拡大するというようなことで、公募制を導入しまして透明性とか公平性を確保した上でこういうような利用をさらに拡大するように、試行的なものを取り組んでいるところでございまして。

【事務局】 続きまして、下水道分野の取り組みでございます。4ページをごらんください。

下水処理場では、ご存じのとおり、下水中の汚れを微生物に食べてもらうことによって下水を浄化しております、その微生物を沈殿させたものが下水汚泥でございます。微生物由来でございますので、約8割が有機物でございます、これによるエネルギー利用が可能でございます。

大きく分けて2つございまして、1つは、メタン発酵させてバイオガスを取り出すというところでございまして、取り出したバイオガスを発電機にかけてガス発電をする。これは全国で29カ所ほど事例がございます。それから、もっと進んだものとしては、これは神戸市の事例が出ておりますけれども、天然ガスで動く市営バスの燃料として使ったり、もう1つ、右上も神戸市でございますけれども、さらに精製をした上で、都市ガスの導管に直接投入をするという使い方をしております。

それから、もう1つが、下のほうでありまして、乾燥あるいは炭化することによって固形燃料とするということでございます。こうして石炭代替燃料といたしまして、発電所等を使ってもらうということです。こちらは、固形燃料化施設で今稼働しているのは全国で4カ所でございますが、現在、5カ所程度建設中ございまして、次第に増えていくという状況でございます。

全体のポテンシャルが下に書いてございますが、日本全国で発生する下水汚泥を仮に全量固形燃料化したという場合には、賦存量として67万世帯の年間電力消費量を賄うことができるポテンシャルを持っております。ただ、実際に使われているのは約1割という現状でございます。それから、下水処理水を使って地域冷暖房をすることもできまして、これも、全量を使えば約1,500万世帯の冷暖房の熱源に使えるんですが、こうした施設がまだ全国で3カ所という状況でございます。

続いて5ページでございますが、ポテンシャルは大きいんですけどもなかなかまだ利用が進んでいないという状況についてどうするのかということでございますけれども、まず、下水道部としての取り組みが方策の1でございます。B-DASHプロジェクト（下水道革新的技術実証事業）というのを平成23年度、24年度とやってまいることになっております。これは、下水道事業の主体であります地方公共団体にエネルギー利用技術を導入してもらうためには、施設建設費等のコストを下げ、事業の採算性を高めるということがまず必要でございます。このため、国費100%で実際の下水処理場の中に実規模

レベルの施設を建設して、技術開発を行い、検証を行うと、そういった事業をやっておりまして、23年度は予算で24億円で、青いところにありますように、主にガス関係を実証しております。24年度は予算規模29億円で、固形燃料のほうを主にやっていくということを考えております。

それから、政府全体の取り組みとしては、先ほども出ましたけれども、再生可能エネルギーの固定価格買取制度であるとか、供給事業者——ガス会社等ですが——に地域のバイオガスの利用の義務づけをするというような仕組みが整ってきておりまして、環境整備も進んでいるというところでございます。

以上でございます。

【分科会長】 それでは、最後ですね。

【事務局】 最後に資料7でございますけれども、現在開かれております通常国会に、水・国土局関連で提出しております、ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案について、簡単にご説明申し上げます。

こちら、ダム事業が廃止された場合に、ダム事業で水没が予定されていた地域について、ほかのところと比較して生活環境や産業基盤の整備が低位にあり、ダム事業の廃止があった場合にその振興を図る必要がある地域について、こういった生活環境や産業基盤の整備を推進するという事で地域振興を図り、住民の生活の安定や福祉の向上に資するという事を目的とするものでございます。これは、平成21年の政権交代以来、ダムが廃止された場合の地元の生活再建という法案を検討するという事で作業を続けておりましたけれども、昨年、熊本の川辺川ダムのほうで、法律の外ででございますけれども、国と地元公共団体等々の協議によりまして、地元の振興のための施策の合意ができたということや、あるいは年末の八ッ場ダムの本体工事予算要求の関係での官房長官裁定を踏まえて本国会に提出する、というタイミングで作業をしたところでございます。この法律の直接の対象になりますのは、国がやっておりますいわゆる特定多目的ダム、あるいは水資源機構のダムでございます。

この基本方針というのが2段目の箱にございますけれども、基本的に、地域振興策を打っていただくのは都道府県が中心になりますので、この法律の運用等についての方針を国土交通大臣が定めるということになります。

これを踏まえまして、特定地域の指定という箱にございますけれども、ダムが廃止された地元の都道府県の申し出によりまして、国土交通大臣が地域指定をするということにな

っております。

この地域指定がされますと、黄色い左側の箱ですけれども、都道府県が特定地域振興計画というのを、関係の行政機関あるいは地元の公共団体等と一緒につくっていただくということになります。この振興計画の中身といたしましては、例えばダム事業の中でやっておりましたつけかえ道路を、水に沈まなくなった場合でも、道路を整備するという観点で、引き続き補償工事的なものや、あるいは、そのほか地域振興のための公益的施設の整備に関する事項や、農林水産業やその他の地元の復興のための産業の振興に関する事項、こういったもろもろのことを盛り込みまして、事業のプログラムをつくっていくということになります。

この振興計画の④のところ、既買収地の利用に関する事項というのがございますが、これが、一番下の左側の箱の中の特例措置に結びついてきて、1)の①②のところですけれども、水没する予定で、買って使い道がなくなった土地がございますけれども、こういったものを有効活用していただくために、負担をしていただいた公共団体に対して無償譲与をしたい、あるいは、地元の公共団体や買収当時の所有者等へ優先売却をする、こういった特例措置を設けておりましたり、あるいは、その下の2)の③ですけれども、財産処分の制限に係る承認手続の特例に係る事項ということで、これはいわゆる補助金の適正化法の特例ということになりますけれども、ダム湖ができる前提で整備した例えば公園などを地元の農産物の物販所に目的を変えたいというときに、この補助金等適正化法の手続が円滑に進むような、こういったもろもろの特例を設けているということでございます。

こういった振興計画に基づきました事業の実施につきましては、右のほうにありますけれども、国の補助ということで、主に社会資本整備総合交付金などを使って支援をしたり、あるいは、右下のほうの、地方債についての配慮ということで、円滑にこういった事業が進められるような配慮を国のほうとしてもやっていくという、こういう中身になっております。

なお、一番下のところに細く書いてありますが、県が実施するいわゆる補助ダムにつきましては、こういった振興計画とか基本方針といったスキームは使いませんが、都道府県知事のほうでしかるべき形でダムを廃止して振興策をまとめていくという場合には、同様に国の補助がつくようなこういった支援に努めるという形にしております。

現在、3月13日に国会提出ということで、審議待ちという状態でございます。

簡単ではございますが、これで終わります。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいま河川行政の現状についてのご説明をいただきました。現在、河川行政は政策の転換を図りつつあり、そういうものを報告していただいたと思います。皆さんに自由にご意見をいただきたい。6時までの予定でしたけれども、私の進行が悪かったんで。6時15分まで、30分かけて議論をさせていただきたいと思います。どこからでも結構ですので、自由に。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 私からは、2点、質問でございます。

【分科会長】 関係する人が、答えてください。よろしく。

【〇〇委員】 首都直下地震への備えについて伺いました。この中で幾つか、検討します、想定します、見直しを行うというようなことが書かれております。これは大体いつごろまでにされて、いつごろ我々が知ることができるのかお教えてください。

それから、BCPのお話がありましたけれども、これは、各省庁ですり合わせをされるものなのでしょうか。または、都道府県ともすり合わせをされるものなのでしょうか。これらを教えてください。

以上です。

【事務局】 それでは、ご説明します。

まず、首都直下地震緊急対応計画のほうでありますけれども、現在、大筋のところは5月の連休ぐらいまでには何とかまとめていきたいなと思っています。その中でも、同時に、既に動かせるものについては動かしていこうということで準備を進めているところです。

それと、BCPのところでありますけれども、先週のことではありますが、首都直下地震の関係省庁局長級会議というのが初めて招集されまして、この中で申し合わせがなされました。これは取りまとめは内閣府防災担当なんですけれども、過酷な条件を想定した上で、各府省でBCPを見直していこうということになりました。過酷な条件というのは、例えば、現在、電気については72時間、3日間とまるというような条件で設定しているんですけれども、これも1週間にするとか、厳し目の条件のもとで限られた人員の中で何ができるかということ、各府省であわせて見直していくことになっています。

以上です。

【分科会長】 じゃあ、次、〇〇委員。

ご質問、ご意見のある方は、名札を立てていただければ、私がわかりますので。

はい、お願いします。

【〇〇委員】 まず、ちょっと全般的なことなんですけれども、去年、3.11で巨大地震と津波ということで、さらには放射能汚染ということで、ままた、大被害への関心というのは、実態よりもちょっと低めになっちゃってるかなと心配しているんですが。

去年の大被害、チャオプラヤはあのとき隣のメコンも大変だったはずなんですけれども、国内のものも国外のものも、報道もほんとうに克明に言いました。非常に特徴的なのが、国内の報道に、被害の報道の場面で「流域」という言葉が出てこない、流域地図がほとんど出てこないんですね。例えば、チャオプラヤの報道、外国の報道を見ると、最初から流域図がぽんと出てくるんですね。どうして出ないのか。「水循環」という言葉で婉曲法で流域を言っているわけでありましてけれども、出しちゃったほうがいい。国民の理解を得るためには、流域というのはやっぱり地図として、河川行政が積極的に前に出さなきゃいけない。これは、報道関係者にしっかり、被害の報道をするときには、わきに、どこで起こっているのか流域の図を出してください。

典型的なのは名古屋でありまして、100万人避難というときに、キャスターがやっぱり、例によってわーっと雨を食らって、「すごい雨です、今、足元から」って言うんですけども、庄内川の氾濫水、上の岐阜県のほうから流れてくるわけだから、あのとき、庄内川の流域図があれば、何が起こっているかわかるわけですね。

私の地元、鶴見川では、ちょうどあのころに高潮が来まして、下流部の水面が上がっちゃって、イヌ橋に水がかかった。そしたら、報道が、大被害が来るって騒いじゃったんですね。ところが、流域はほとんど雨が降ってないので。流域という理解をぜひ徹底してほしい。

これは省庁の法律の枠で言うと「水循環」としか言えないというのはよくわかるんですけども、それを超えていただきたい。もうそういう時期であろうと思います。

もう1つ、河川・下水道における再生エネルギーに関する取り組み。これ、大変すばらしいことで、いつこれが出てくるかと期待していたんですけども、川というのは実は土手だとか湿地帯で、もう、壮大な量の有機物を生産するわけですね。下水処理場も有機物を生産するし、さらに管理の悪い水源地の森林をもし林分転換しなきゃいけないとなると、たくさん木が出てくるんですね。材木になりません。チップにするしかない。すると、有機物だらけという巨大流域がたくさんあるわけですね。で、ぜひ、河川の流域を単位としたバイオの再生エネルギーの拠点のようなものを、水管理・国土保全局で声がけして一

—環境省、乗ってくると思うんですね——やっただくタイミングかなと思いました。

それと、もう1つなんですけれども、津波。みんな大変心配しているんですけども、私が住んでいる鶴見川の流域では、津波に対する警戒が、僕はある意味ではちょっと度が過ぎちゃってるかなと思うこともあるんですけども、津波が来たらどこまで水が来るかというような土地高の標識を町に張り始めています。ところが、そのすぐわきに、ここは50年前の水害のときに2メートル水没しましたっていうような標識が出ていて、そちらのほうがはるかにすごいんですね。

1,000年に1度の津波を心配する。もうエネルギーがたまっていますから、それはよくわかるんですけども、そのときに、150年に1度、200年に1度の水害のハザードマップしか手元にないという状態は、やっぱりちょっと不思議です。河川整備計画の復興の中で立てるというから150とか200になっちゃうんだと思うんですけども、思い切って、500年に1度の大雨が来たときにそれぞれの流域がどうなるんだというようなことを、もう、水・国土から指示してモデル的にやってみるっていうような時期じゃないか、チャンスだろうと思います。

【分科会長】 ありがとうございました。

では、〇〇先生、〇〇先生、〇〇さん、順番でお願いします。

【〇〇委員】 すみません、6時までに出なきゃいけないので、先にしゃべらせていただきます。

3点ありまして、1つは、注目しているのは、このTEC-FORCEの位置づけみたいなどころなんですけれども、これ、何か、広域的な応援体制の構築が必要だというようなところで書いてあるんですが、性格づけと具体的な活動が何かというのがいまひとつよくわからないところがあって、土木の専門家を派遣するというそういう話でよろしいんですかね。よろしいの？

【分科会長】 よろしいですか。

【〇〇委員】 で、専門家の派遣ということであると、必ずしも危機管理の話と直結するわけではなくて、少し緩やかな話になってくるのかなというのがあるんですね。そうすると、自衛隊とか消防庁とか警察とかと連携するみたいな話は出てくるんですけども、そんな話が簡単に連携できるのかということが1つと、それから、自治体との関係がどうなのか。それから、国の一種の実働部隊なんだけれども専門家なんですよ。そういうものっていうのは大事に育てていったほうがいいと思うんですけども、時間的な話と各実働部

隊との関連を整備しなきゃいかんのと、危機管理なのかそうじゃないのか、ちょっとおくれたところが出てくるのかというあたりを多分整理して、最終的にはきちんと法的にオーソライズする形で、ある種の権限なんかも与えて、発展していくといいなと思うんですが、現時点では何かあまりよく見えないので、もしお考えがあれば、イメージがあれば、教えていただきたいということでございます。

それから、2点目は、ダム事業の廃止に伴う特別措置法なんですけど、今ざっと見ただけですけれども、関連する人に優先的に売却するという条項があつて、優先しなければならないという条文が入るようなんですけれども、あまりこういう条文を見たことがないんですが、優先しなかったらどうするんですかね、売買契約は。違法にはならないんでしょうね。するんですか。というのが確認ということと、優先をどうやって決めるのかという話もあつて、実際上の適用はどういうイメージで考えておられるのかということでございます。これは質問です。

それから、3点目は、直轄事業の代行の話がございましたけれども、新しい法律をつくりましたが、去年の4月ですよ、これ、実際に直轄代行の事例は何件ぐらいあるのかというのをちょっと教えていただきたい。

以上です。

【分科会長】 じゃあ3点。じゃあ、まず〇〇さん。

【事務局】 では、TEC-FORCEのことからお話をします。

TEC-FORCEの隊員なんですけれども、現在、平常時で3,000名余りがあらかじめ任命されておりますが、土木の専門家だけではありません。というのは、その活動が、例えば今回の東日本大震災のときなどは、通信が途絶した市町村に、私どもが有しております衛星通信車でありますとか、そういう通信機能を持った機器を使ってもらえるように持っていったるんですね。そういうことをしました。ですから、やっぱり、電気・通信の専門家といった人たちもいます。

あと、沿岸の市町村が、随分市町村機能が損なわれてしまいました。役場がもうほとんどアウトということで。ここにはリエゾンを派遣しました。この派遣したリエゾンの中には、もちろん土木の専門家もいますけれども、通常の事務官もいます。こういった人たちも地域支援対策班ということでリエゾンの班を出しているということなので、必ずしも土木だけではないということでもあります。

それと、消防だとか警察、自衛隊等の連携についてなんですけれども、今般、例えば東

日本のときなどは、国交省が持っています排水ポンプ車というのがあるんですが、津波で浸水したところをこれで随分と排水しました。これ、どういうことかといいますと、もちろん地盤が下がってもうほんとうに水はけが悪くなったということもあるんですけど、まず、池になったところの水をはいて、そこでドライにした段階で、警察、消防、自衛隊が入って行方不明者の捜索をやるんです。そういう連携というのを現地でとったわけなんです。加えて、やはり道路警戒のときなんかは、必ずそういったものがセットで行われなければならないと思いますので、現地においてTECと他の機関との連携というのはきちんととれていると、また、とっていかなければならないと思っています。

それと、3点目でありますけれども、自治体との関連というのがありました。今お話ししたようなリエゾンの話もございますし、東日本大震災みたいな大きな災害ではなくても、例えば知事からもしくは当該市町村長から、管内の市町村の首長から地方整備局長に、TEC-FORCEに来てくださいという要請は実は結構あります。ですから、そういう要請のもとに行っているという活動もありますし、また、国交省のほうで事態を判断し、今回の東日本のときもそうだったんですけれども、大臣から直接各地整に指示をして、各地整から東北に集結させたというようなことがございました。

法的な位置づけについてですけれども、現在のところ、国交省の訓令で位置づけているということでありまして、法的な位置づけの付与に関しては議論はさまざまあります。やはりもう少し強いものにしたらどうかというようなこともございますけれども、何分、平成20年にできたばかりの組織でありまして、大きな災害、東日本大震災を経験しましたけれども、いずれにせよこれからの議論になってくるかなと思います。

最後に、危機管理と一般業務というかそういったところの境目ということなんですけれども、常時、常に装備をしている自衛隊だとか警察の方たちとは違いますので、ふだんはやはり普通の仕事をやっている。なんですけれども、TEC-FORCEというのは、そのときに出ていってさまざまな活動を、特別な活動をやりますから、各地整において訓練・研修というのを随分やっています。そういったものでスキルをアップするということに努めています。

以上です。

【分科会長】 じゃあ、お願いします。

【事務局】 ダム廃止の法案についてのお尋ねですが、この「公共団体及び買収当時の所有者等への優先売却」というところなんですけれども、後ろの、法律の資料がございますが、

この12ページですね、条文でいうと7条の第2項というのが当該箇所になります。読みますと、「国は、特定地域内に存するダム事業の廃止等に伴い不用となった土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を売り払おうとする場合において、次に掲げる者からその買受けの申請があったときは、省令で定めるところにより、これを他に優先させなければならない」ということで、1号といたしまして、「当該国有財産を……」。

【〇〇委員】 性格を言っていたら結構なんですけど。

【事務局】 はい。まず、振興計画に基づく事業の用に供したいという公共団体や住民その他の人から手が挙がった場合、それから、国有財産に縁故があるという者で省令に定めるものということで、これはもともとダムの事業地内から外に移転された方が、また戻って何か自分で事業をやりたいといったようなことで買いたいという申し出があったときには、ほかの人と競合した場合に、そちらのほうを優先しなければいけない。そういう趣旨の規定になっています。

【〇〇委員】 だから、質問に答えていただいてなくて。そんなことはわかっているの、この規範の意味がどういうものですかということを知っているわけ。訓示規定なんです。違うんでしょう？

【事務局】 ですから、ほかの人と競合した場合には、ここに書いてある方を……。

【〇〇委員】 で、もしそれが守られなかった、あるいは、そこが問題があるというふうに紛争になったら、どういうふうにこの規範が有効に働くんですかということをお伺いしています。条文はわかっています。

【事務局】 そのときには、ですから、ここの1号、2号に該当する方のほうを優先させるということが規範に。

【〇〇委員】 その点について紛争があったらどうするのかという質問なんですけど。そんな難しいこと聞いてないと思うんですけど。

【事務局】 紛争になるというのは、ですから、売ってもらえなかった方が……。

【〇〇委員】 そんなことを詰めないで法律をつくってるんですか。

【事務局】 ですから、要件についてまた省令で定めるということになっているんですけども。

【〇〇委員】 だから、省令違反とかあるいは法律違反だっというふうに売却をした後に問題になるっていうことを考えて、最終的に法律ってつくらなきゃいけないじゃないですか。

まあ、後ほどご回答いただいて。

【事務局】 これは、国に対する規範として規定しているので、民事的な、直接効果はないというふうには、通常は考えられます。

【〇〇委員】 だから、一種の訓示規定みたいな感じになるんですかね。

【事務局】 訓示規定ではない。国にとっては当然従わなきゃいけない。

【〇〇委員】 客観違法みたいに考えるんですかね。

【事務局】 国なんで、基本的には従わないことというのは想定せずに法律はつくりま
す。だから、国としてはこれに従わなきゃいけないと。国に対する行政規範。

【〇〇委員】 それで、その行政規範違反があった場合の売買契約はどうなるのかとい
うことを聞いているんです。

【事務局】 基本的には、国に対する行政規範なんで、行政規範違反が即民事上に影響
するかというと、これ、裁判にならないとわかりませんが、基本的には直接は関係
ないんじゃないかなと私は思います。

【〇〇委員】 そうですね。ということを確認したかったということでもあります。

代行の話は？

【事務局】 それから、代行の話ですけれども、宮城県から仙台南部海岸を国がやって
いるのが1件、それから、宮古港と大船渡港で岩手県から国が代行しているのが2件ござ
います。それから、道路では、大槌町、宮古市、相馬市の道路を、それぞれ岩手県が代行
しているのがございます。

以上です。

【〇〇委員】 国が代行しているのは？

【事務局】 国が代行しているのは3件です。

【〇〇委員】 3件。県が代行してるのは？

【事務局】 道路関係で3市町ですね。それぞれ箇所があるので、箇所になるとまた非
常に細くなるんですけれども。箇所でいうと、道路が6カ所ですね。

【〇〇委員】 全体で数件という感じですか。

【事務局】 そうですね。

【〇〇委員】 それ、どこか見れば、わかるんでしょうか。

【事務局】 今、新しく、東日本大震災の記録というのをつくってしまして、それに。

【〇〇委員】 どうもありがとうございました。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

次は〇〇先生。

【〇〇委員】 今回の代行の話ですけれども、国や県が代行するときには何か条件があるんですかというのがまず1つです。後でまた教えてもらったらいと思うんですけれども。

もう1つ言っておこうと思ったことがあります。先ほど来、新規事業採択の議論のときにもありましたけれども、水管理・国土保全局全体の中で何を優先的に何を実現していくのかといったあたりの考え方を、一度ご説明いただきたいと感じました。今、大きなテーマが安全と持続という問題になっているかと思うんですけれども、安全といっても、さまざまな安全の実現の仕方があるわけですね。お聞きした1つ1つの技術、堤防をどうするかダムをどうするか、個々の技術や事業の説明は理解できるわけなんですけれども、それがどういうふうに効果が出てくるのか、それが地域や流域においてどのように関連するのか、山のほうでやっていることが下流でどういうような影響が出てきて、全体としてどのような安全を実現しているかということが、きちんと地域の人たちにうまく理解されていないのではないかと思うんですね。

津波というと、目の前にやってくる波をとめるみたいなわかりやすい形で防潮堤の高さが議論されてしまいますが高い防潮堤で防ぐことと、日常的な住む快適さの折り合い方、どこに住むか、高台に移らなければならないということも含めて土地利用そのものを変えていかなきゃならないというようなお話も起こっているわけです。1つの安全を実現するためには、さまざまな複数の取り組みの組み合わせの選択肢があると思うんです。それは地域性であったり、流域の地形や社会的条件であったり、あるいは土地利用の密度ですよね。そういう条件によって変わると思うのです。

今回は非常に大きな災害ですがどれだけの人が被害を受けているか、避難した人数というと、阪神・淡路大震災とあまり変わらなかったと思います。たしか1カ月後ぐらいの避難者の数は、ほとんど変わらなかったと思うんですね。つまり、土地利用や人口の密度が違うのであって、密度が低いときには、人を安全にしつつ、一体何を守らなければいけないのかとか、密度の高い都市部では、むやみに逃げられないような状況もある。

いつ来るかわからない災害に対する時間の流れの中で、何をどのようにやっていかなきゃならないのか、全体の安全と持続を高めていくための考え方を、事業選択など議論のな

かで判断をもとめられるときの考え方として水管理・国土保全局の考え方を、一度教えていただければと思います。

【分科会長】 それは次回でよろしいですかね。整理していただいて。

【〇〇委員】 はい、次回で結構です。

【分科会長】 先ほどの〇〇委員の話とも関係ありますので。

【〇〇委員】 はい、次回で結構です。とりあえず、代行の条件だけ教えてください。

【分科会長】 代行の、条件……。

【〇〇委員】 代行を、どういう条件で国が代行したり、県が代行するようなことが可能になっているのか。

【事務局】 先ほど事例にもあがっていましたが、仙台南部海岸にはもともと13キロの直轄区間がありまして、そこに新たに17キロの代行を宮城県から請け負いました。そのときには、災害復旧に係る工事の規模が相当大きくて、県もいろんな災害対応がありまして手が回らないというときに、県知事からの要請を受けて、国が代行するか否か判断いたしました。当然、地方整備局が実施体制を組めるかということも判断材料になります。要するに災害復旧に係る工事の規模の大きさ、県知事の要請、それから地方整備局において執行が可能かどうか、その辺を勘案しながら、地方整備局等の判断で、やりましょうということになります。

【〇〇委員】 地整の問題なんですね。

【事務局】 はい、権限としては。ただ、いろいろ我々も相談を受けますけれども、知事からの要請に対して地方整備局長が受けますということになります。

【〇〇委員】 ということは、たくさん要請がきた場合は限度があるということですか。

【事務局】 そういうことです。執行体制の限度があるということです。

【事務局】 法律の中に、「支障のない範囲内で」というのが、条文上書いてあります。

【〇〇委員】 その支障が何かということですよ。それは、要するに、作業量というか、事業量的な限度と。じゃあ早い者勝ちみたいな、そんな状況になるわけですか。何かそのときにやっぱり……。

【事務局】 具体的にはそこまでは来ているわけではないので。

【〇〇委員】 なぜ聞きたかったかという、さまざまな要素が絡まっているような事業の場合、国がやったほうが調整しやすいものもあるのではないかと思ったのです。

【事務局】 当然、県知事からいきなり要請が飛んでくるということではなくて、我々も

県の方と相談をし、我々の、例えば地方整備局の体制もありますので、その辺は事前に調整をした上で、文書を知事から正式に出していただくということになりますので、いきなりぼんと飛んできて、お断りしますということがないような、我々もそういうことでやらせていただいています。

【〇〇委員】 わかりました。

【分科会長】 よろしいですか。 それでは、〇〇さん。
お帰りになる方はどうぞ。

【〇〇委員】 ちょっと聞きたいことが1つありましたので。

河川局は、十分な水の供給と、国民が豊かな生活をできるために、ひとつ、テーマというかミッションがあると思うんですけども、今回、この社会資本整備の中でも国際競争力と出てきて、以前も話したことがあると思うんですが、飲み水というものは河川局の問題ではない……。

【分科会長】 飲み水？

【〇〇委員】 ええ、飲み水。飲料というのは、で、とても心配したのは、今回、地震、災害の後に、かなりたくさん外国の水が日本に入ってきて。日本の水が足りないという状況があって、それで飲料水がかなり入ってきたんですけども、今、海外から日本の土地をたくさん買われて、むしろ水源を買われて、それで水を自分たちで確保していると。中東の国もアジアの国も日本のそういう水資源を買われているという中で、国際競争力とか、国際的なこういう日本のプレゼンスという言葉も書いてあるんですけども、この中には、水資源というものを日本国が自分たちのもとを守るということの法律というのは、日本にないと思うんですね。そういう法律をつくるとするならば、それは国土交通省でつくる法律なのか、それとも経済産業省になるのか、どこなのか、私はよくわからないんですけども、そういうこともきちっと考えないと、わからない、知らないうちに、水源がかなり買われてしまって、それで水がどこかで消えてしまうというおそれもあるんじゃないかと思うんですけども、そういうところをちょっと考えていただけたらと思います。
それと……。

【分科会長】 今のご質問については、どなたか、先にお答えになったほうがいいんじゃないですか。 どういう状況か。

【事務局】 今、北海道でも条例をつくったりして規制をしておりますけれども、土地取引についてはいろんな規制があって、国交省では国土利用計画法で土地の取引について

規制しているんですが、基本的に山間部とかは対象外で。それで、今度、森林法を変えて、森林の土地取引についての届出制を入れています。で、それでもフォローし切れないものは、条例とかでやるというふうなことでやっております。国交省全体では、水資源部というところが、水源の確保というふうな観点からいろんな行政をやっている。地下水とかそういうことの調査とか、地下水の確保というふうな観点では、水資源部が担当をしているという状況です。

【〇〇委員】 あと、もう1つ、先ほどの資料6なんですけれども、この中に、エネルギーという部分の中で、これは、農水のほうの農水路を使ってこういうエネルギーを確保しているんですけれども、河川とは今度、関係なくないんですか、農水。何か、非常に縦割になっているので、権限はだれのものなのかがよくわからない。

【事務局】 農業用水路をもともと流れている水は、農業用水のために取水をしている、許可を行っているんですけれども、その水のところに水車をおろして発電をするということで、ここに書いていますが、「従属」的に。主の目的は農業用水なんですけれども、従属的に発電するということになりましたが、発電行為そのものが農業と直接関係ないものから、一応、農業用水路での発電をする場合は、我々の許可が必要になっているということです。ただし、主に発電のためにわざわざ水を取るわけじゃなくて、実際にもう既に取っている水の活用になるものですから、新しく取るものに比べると影響が少ないということで、許可のところについては簡素化をすとか円滑化をするような措置を行っているということです。

【〇〇委員】 この間、北のほうに行きましたら、結局、農業をやっている方が一番今困っているのは、農水路の中にへどろがたまっていて、彼らが畑ができない一番の理由というのが、結局そういうところの整備ができてない状況に今なっているので、こういうことができるのならば、国交省もその農地に入り込んで、農水路をきれいにしてさしあげて、早くに彼らが自分のもとの仕事ができるようにしてあげられるような何か、先ほどの特別な入り込み方ってできないんでしょうかね。

【事務局】 すみません、水の利用のところまでで、施設の管理をするのはやっぱり施設の管理者がやるってということになると思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、残り、〇〇先生、〇〇さん、〇〇先生で終わりにしたいと思います。

〇〇先生、お願いします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。資料4-1、それと資料5の5ページですかね、これを両方開けて並べてちょっと見ていただきたいんですが。

国土交通省がやるべきものが全部ここに網羅されているわけですが、「4つの価値、8つの方向性」。基本方針というのがあって、それを果たすために4つの価値、8つの方向性があるんだと思うんですが、資料5のほうへ行くと、その方向性を実現するためのプログラムというのが出てきて、今度は「視点」というのが出てきて、「政策課題」というのが出てきて、「プログラム」というのが出てきて、1枚めくると、「重点目標」というのまで出てくるわけですね。それで、最初のほうの資料4-1の価値と方向性と、こちらが、どういふふうにつながっているのかというのが、対応してないんですよね。

これ、非常に不親切なんで、今日じゃなくても結構ですが、一度、これをきちんと対応させて、実現すべき価値、方向性、その次に具体例となっちゃうんですが、そうじゃなくて、できれば、そのところへぶら下がるような形で、視点や政策課題——僕、これ、構造がよくわからないんだけど、プログラムなんかがどういう関連をしているかというのを一覧表にして、もう少し親切に書いていただきたいと。そう、要望です。

【分科会長】 はい、わかりました。次回に向けて。ありがとうございます。

それでは、〇〇委員。

【〇〇委員】 お帰りになりました。

【分科会長】 あ、お帰りになった。大変失礼しました。

じゃあ、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 簡単に申します。

先ほど、震災の記録をつくられているということがあったので、もう済んでいるのかもわかりませんが、もしも、多分、福島のことになれば、この大きな災害に対応した日本の姿勢とか能力というのは非常に高く買われていたと思います。で、それがきちっとした文書——これは必ずしも一般向けだけではなく、いろんな基準の改定とかもされていますので、それをどういう理由で、どういう考え方によって基準を変えていったのかという、こういう技術文書をきちっとつくられて、かつ、それをぜひ英語で公表できるように、早くしていただきたいと思っています。これはやっぱり、ある種の日本への今までの信頼とかいろいろなものが今ガタガタ崩れている中で、こういうものが、日本が国際的に貢献できる非常に大きいものだと思う。これをほかの国がいろいろまねして、多分、新たな基準

をつくっていく。その中に、パッケージというものが多分うまく生きていくんだと思います。

あわせてなんですけれども、今回の災害は非常に広域に、非常に強いインパクトが入ったわけで、しかも、その結果いろんな災害が起きているわけです。これを全体を把握する能力というのは非常に大変で、国交省の方もいろんな手だてをされてここまで運営してこられたと思うんですが、そういう発災から復旧・復興にかかわるセンサスというんでしょうか、データの統合とか情報を融合して、きちっと次へ次へつなげていくというようなメカニズムというものは、まだあまりはっきりはできていないように思うんですが、その場その場の決定は非常にうまくやられた部分があると思いますけれども、そういう体制づくりというものについて、ぜひ今後お考えいただきたいというご提案です。

【分科会長】 ありがとうございます。

局長、今日、いろいろな意見が出されましたが、何か、感想でもいただければ、大変ありがたいと思います。

【事務局】 今、〇〇先生からお話しがあった件、実態として、例えば世銀、国連の機関、相当なインターナショナルなところからアプローチをいただいています、今回の震災でどういう対応をしたのか、あるいは技術的にどう対応を今後していくのかというようなことを、世界に、一緒になって進めていきたいというようなオファーを随分いただいています。そういう意味で、今おっしゃったような方向をできるだけ体系的に進められればと思っております。

それから、データに関して言えば、多分、海岸に関するデータが相当集まっています、おっしゃるように、こういったものが眠ってしまわないように、しっかり次の世代、次の時代も使えるように、あるいは共有化して使っていかなければいけない。海岸が多分一番進んでると思うんですが、ほかもあわせてやっていきたいと思っております。

その上で、今日は、座長の、委員長のお話もありまして、ちょっとメニューが多過ぎるぐらい説明をさせていただいたんですが、私どもも、今回の3.11ということにとどまらず、そもそも相当いろんな行政を変えていかなきゃいけないという時期にこういった大きな課題を背負ったということになっておりまして、そういう意味で、ありとあらゆるとまでは申し上げませんが、相当重要な部分を新しい時代に向けて変えていかなきゃいけないと思っておりますので、今、準備をしておりますけれども、引き続き先生方にご意見をいただいて、方向を明確にしてまた進んでいきたいと思っておりますので、よろしく

お願いを申し上げます。

【分科会長】 ありがとうございます。

もう時間が参りました。今日はたくさんの資料をそろえていただきましたが、大変有意義なご意見をいただきました。これをよく整理して、行政としても生かしていただきたいと思います。今日、宿題が幾つか出ました。次回の分科会で説明資料を用意していただければありがたいと思います。

ここで終わりたいと思います。本日の議事録につきましては、内容について、各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて、国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することとします。

第47回の社会資本整備審議会河川分科会は以上でございます。

【事務局】 ありがとうございました。お手元の資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構でございますが、郵送をご希望の方は後日郵送させていただきますので、そのまま席にお残してください。

以上でございます。

— 了 —